

淡路警察署だより 9月号

特殊詐欺被害防止対策の推進

詐欺の犯人は様々な方法で、あなたの財産を狙っています。

- 詐欺の電話はアプリでブロック！「警察庁推奨アプリ」
- 固定電話機に防犯対策をとる～「固定電話スリーガード作戦」～
- 【重要】SNS型投資・ロマンス詐欺に注意
- 【重要】ニセ警察詐欺に注意
- 還付金詐欺に注意～「ストップ！ATMでの携帯電話」運動～
- 架空料金請求詐欺に注意

電話などでののお金の話は詐欺を疑い、家族や警察に相談しましょう！

【ひょうご防犯ネット+（プラス）にご登録を！】

まずは情報を知ることが防犯の第一歩！

- お住まいの犯罪情報・防犯情報を入手
- 防犯ブザーなどの防犯機能も搭載

ダウンロードはこちら→



生活道路における自動車の法定速度の引き下げ

令和8年9月1日から生活道路（主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路）の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

道路標識や道路標示で最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

決められた速度の範囲内であっても、天候や見通しの良し悪し、交通量や路面状況などに応じて、安全な速度で走りましょう。

ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心がけてください。

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

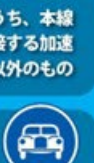
※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- 2 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの 
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・兵庫県警察